

次に、3番、藤本実君の質問を許可いたします。藤本実君。

(3番 藤本 実君登壇)

○3番(藤本 実君) 猿橋町小篠の藤本実です。日本共産党の一般質問を行います。議長の許可をいただきましたので、発言通告書に基づいて質問させていただきます。

1、社会的障壁の除去のための合理的配慮の取り組みについて。2016年4月、障害者差別解消法が施行され、山梨県障害者幸住条例も改正されました。やまびこ支援学校が2020年1月、桂台南側に移転、整備される予定です。この機会に、障害のある人もない人も安心して暮らせる大月市にしていく機運を盛り上げていきたいと思っております。そこで、今回は、山梨県障害者幸住条例第31条の「社会的障壁の除去のための合理的な配慮」について、私が受けた事例で大月市の取り組みを伺います。

1つ目の質問です。障害のある人のコミュニケーション支援者から、市の広報を音声で聞くことはできないかと聞かれました。「広報おおつき」は音声で聞けますか。

2つ目に、外国人旅行者がふえる中で、大月市ホームページの多言語化、視覚障害者のための音訳についての取り組みはいかがでしょうか。

3つ目に、補聴器を利用している方から、マイクの音が聞き取りにくいから集まりに行けないと言われます。各種説明会や会議で使えるように、携帯型磁気ループシステムの貸し出しについてはいかがでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長(山田善一君) 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

奈良秘書広報課長、答弁。

(秘書広報課長 奈良則之君登壇)

○秘書広報課長(奈良則之君) 社会的障壁の除去のための合理的配慮の取り組みについてのうち、初めに「広報おおつき」は音声で聞けるかについてであります。

毎月発行している「広報おおつき」であります。現在は、朗読ボランティア声の方々のご厚意により、平成26年度から毎月CDに音訳、録音し、音声で聞くことができるようになっています。市での音訳、録音作業につきましては、「広報おおつき」の発刊日前に広報原稿をお渡しし、ボランティア3名の方々に分担され、作業が始まります。この分担作業が終了した後に編集作業を済ませ、完成したCDは大月市社会福祉協議会の担当者に引き渡されます。CDとなった「広報おおつき」であります。希望されている方々に社会福祉協議会から発送され、点字対応の郵便物として毎月10日前後に手元に届くようになっています。また、大月市立図書館におきましても、このCDを1時間程度で聞くことができるようになっており、部分的に選択できるように編集されておりますので、限られた時間の中でもご利用いただける状況となっております。なお、朗読ボランティア声の方々には、「広報おおつき」のほか、市議会だより、社協だよりの音訳をしていただいております。大変ありがたく、感謝いたしております。

次に、大月市ホームページの多言語化、視覚障害者のための音訳についての取り組みはについてであります。ホームページにつきましては、現在のシステムが導入されてから9年目となっており、更新を検討する時期を迎えています。このため、ホームページのリニューアルに向けて、公益社団法人日本広報協会にホームページの評価、分析等を委託しており、年内にはホームページの課題や問題点などの報告があり、来年3月までにはリニューアルプランの提言を受けることとなっております。今後につきましては、提言を踏まえ、フルリニューアルが必要なのか、それとも一部のリニューアルで済むのか、またどのようなスケジュールと経費を伴うのかなど、十分に検証し、判断することとしております。多言語化、音訳化につきましては検討項目に含まれておりますので、ご理解をお願いいたします。

私からは以上ですが、携帯型磁気ループシステムの貸し出しについては福祉課長が答弁いたします。

○議長(山田善一君) 山口福祉課長、答弁。

(福祉課長 山口武彦君登壇)

○福祉課長（山口武彦君） 携帯型磁気ループシステムの貸し出しについてお答えいたします。

磁気ループシステムについては、小さな会議室から講堂、ホールなど、規模は多岐にわたり、場合によっては改修工事が伴うものと認識しております。ご質問の携帯型で会議室などに設置して利用できるシステム一式を市で用意し、貸し出しをすることについてであります。通常では会議やイベントを企画する側が開催に当たり用意するものであります。しかし、市が貸し出しを行うことで、補聴器を利用している方々の社会参加へつながるのであれば、関係機関等で現状を調査し、方向性を検討したいと考えております。

以上であります。

○議長（山田善一君） 藤本実君。

（3番 藤本 実君登壇）

○3番（藤本 実君） 答弁ありがとうございます。一つ一つですけれども、ぜひ社会参加が進むように改善を進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。2、重度心身障害者医療費助成給付の改善の必要について。山梨県では2008年4月から窓口無料をスタートしましたが、国が国民健康保険の国負担分の一部を支払わない減額調整措置、いわゆるペナルティーを科しているため、県や市町村の財政を圧迫しているため、これを回避するとして、2014年11月から自動還付方式に変えました。自動還付方式とは、一旦自己負担分を支払い、約3カ月後に受給者の口座に支払った金額が振り込まれる方式です。重度心身障害者医療受給者証を持っている人も、病院や薬局の窓口で一旦現金を支払わなければならなくなりました。

決算資料の成果説明書によると、変更前の2013年度を基準に、大月市ではレセプト数でマイナス1,100から1,300件、医療費助成額でマイナス2,600から2,900万円となっています。市民団体によることし1月の県内27市町村調査で、2カ月以内に窓口支払いができず、自動還付されなかった人が、大月市で6人、県内合計で208人いることが明らかになりました。国のペナルティーを回避したつもりが、一部の障害者には結果的にペナルティーを科すことになってしまったのではないのでしょうか。

厚生労働省が2016年生活のしづらさなどに関する調査の結果を公表しました。それによると、障害者の厳しい家計が浮かび上がります。障害者が18歳未満の場合は家族の月収を調査していますが、30から50万円が33.1%で最多、18歳以上65歳未満では、本人、月9万円未満が53.1%でした。障害を持った人は定期的な医療を必要とする人が多く、入院費や薬代がかなり高いと聞きます。病院や薬局の窓口で一旦現金を支払わなければならないことがどれほどの負担となっているか、山梨県では経済的にも生活的にも一番大変な人から苦しくなっています。これは、障害者差別解消法に反する事態ではないのでしょうか。

そこで、質問です。重度心身障害者医療費助成給付を自動還付払い方式に変更したことをどう認識していますか。給付件数、給付金額、未納件数の大まかな推移、障害者差別解消法にも触れて考えを示してください。

石和共立病院の宇藤医師のまとめによると、重度心身障害者医療費の自己負担のない県は全国で20県ありますが、国のペナルティーを理由に給付方法を悪くしたのは山梨県だけです。逆に千葉県では、2015年8月から償還払いをやめ、現物給付にしました。自己負担は原則、通院1回、入院1日につき300円、保険調剤は無料、住民税非課税世帯は無料です。

山梨県では、2016年4月から、中学生以下の重度心身障害児に限り、自動還付方式から窓口無料に戻しました。2018年4月からは、子供医療費無料化に対する国のペナルティーが小学校入学前まで撤廃となりました。たくさんの運動があつて実現したわけですが、市町村が窓口無料に対する国の圧力をはね返し、県がそれに続き、やつと国を動かしたのです。重度心身障害者医療制度も、国のペナルティー解除を待っていたのでは解決しません。県と市町村が前に進まなくては、国は動かさせません。ペナルティーをどうするかは県次第、財政的に厳しくても、重度心身障害者医療を当事者に喜ばれ、使い勝手もよい制度にするには、正面から突破する県の潔さが必要です。

そこで、質問です。大月市からも県に助成給付の改善の必要を訴え、早期に窓口無料を復活せよと要望する考えはありませんか。よろしく願いいたします。

○議長（山田善一君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

久保田市民生活部長、答弁。

（市民生活部長 久保田一正君登壇）

○市民生活部長（久保田一正君） 重度心身障害者医療費助成給付の改善の必要についてお答えいたします。

初めに、重度心身障害者医療費助成給付が自動還付方式に変更したことをどう認識しているかについてであります。重度心身障害者医療費助成制度は、平成26年11月から山梨県下において窓口無料方式から自動還付方式に変更され、受診後、自己負担分の金額を還付する仕組みとなっております。窓口無料方式は、受給者にとっては利便性の高い制度ではありますが、この制度は国の制度ではなく、県の制度をもとに県補助金と市民の皆様の税金で支えている制度であります。県の資料によりますと、窓口無料方式にすることで国民健康保険の国庫負担が減額され、その額は当時で年間約9億円と言われており、この減額措置を回避するために県下で今の状況になったものと認識しております。

本市においては、窓口無料方式の平成25年度の対象者が1,025名、レセプト件数は2万3,872件でした。自動還付方式となった翌年度は、対象者が減ったこともあり、2万2,000件を下回りました。直近の平成29年度では、対象者979名に対し、レセプト件数は2万2,501件となっております、レセプト件数を対象者で割りますと、平成25年度と平成29年度ではほぼ変わらない状況となっております。

助成費の総額では、平成25年度の1億2,800万円余りに対し、平成29年度では1億200万円余りであり、確かに2,600万円余りの減額となっております。これは、支給対象者の減少とあわせまして、医療内容により医療費の差が生じるため、一概に比較することは困難であります。対象者1人当たりのレセプト件数の差が極めて少数であることから、適正に医療が行われているものと認識しております。

また、本市における自動還付ができなかった件数の推移ですが、開始月の平成26年11月で7件、以降、11件、8件と続き、10件程度で推移しており、ご質問の平成30年1月は6件でありました。これは、翌月までに支払いがされず、自動還付されなかったものと考えられます。この自動還付されなかった医療費は、福祉課の窓口へ領収証をお持ちいただくことで還付しております。本制度が自動還付方式に変更されたとはいえ、保険適用分の全額助成という制度の根源は継続しており、医療費の支払いが困難な場合には、必要な資金を無利子で貸与する県の重度心身障害者医療費貸与制度を適切に利用していただくことで解消できるものと考えておりますので、安心して適切な医療等を受けられるよう同貸与制度の周知を図りたいと考えており、窓口無料方式から自動還付方式となったことは障害者差別解消法に反するものではないと認識しております。

次に、大月市からも県に助成給付の改善の必要を訴え、早期に窓口無料を復活せよと要望する考えはないのかについてであります。本制度は県の制度であり、国及び県の動向をうかがいながら、市民サービスの充実に向けまして要望活動を行いたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（山田善一君） 藤本実君。

（3番 藤本 実君登壇）

○3番（藤本 実君） 答弁ありがとうございました。

お言葉ですが、重度心身障害者医療費助成制度の給付方法が変わって丸4年になります。この間、ずっと6人から10人程度が窓口未納ということで、これがなくなりません。障害の状況や生活費の苦勞など、ただでさえ日常の生活が大変な方に窓口未納の後始末をさせている、結果的ですけども、あえて大変な方々に負担を強いるというのは弱い者いじめではないのかというふうに思います。9億円の財政負担が大変だといいますけれども、障害者支援を含めた山梨県の民生費割合は全国44位、負担をしたって罰は当たりません。逆に土木費割合は1位、地形を理由にする人もいますが、財政調整基金だって県民1人当たりで東京、大阪に次ぐ第3位です。福祉の増進が自治体の本旨とすれば、税金の使い方として逆立ちしていると言わざるを得ません。この際、県知事、県議の政治姿勢にかかわる課題であるということを指摘しておきます。

次の質問に移ります。3、国民健康保険税のさらなる軽減について。今年度、1人1万円の引き下げが実現したことは重要でしたが、それでも他の健康保険と比べて負担が重いことには変わりはありません。中小企業の労働者が加入する協会けんぽ並みに国保税を引き下げするため、私ども日本共産党は全国知事会が要望する1兆円の公費負担増の実現を目指しています。

国保税が著しく高い要因は、国保にしかない、世帯員の数に応じてかかる均等割、各世帯に定額でかかる平等割という保険料算定にあります。国保以外は、収入に保険料率を掛けて計算するだけで、家族の人数が保険料に影響することはありません。所得は低いのに保険料が一番高い、この不公平を正すのは政治の責任です。1兆円を投入すれば、全国で均等割、平等割をなくせます。

6月の定例会で、子育て支援の観点に立ち、子供の均等割の減免を提案しました。子供医療費無料化に係る国パナルティーの一部撤廃のときもそうでしたが、市民の暮らしに近い市町村の住民要求に立った施策がやがて県や国を動かします。大月市の国保会計には、2億円余りの基金があります。来年度の県への納付金額も見ながら、早期に検討することが求められます。

そこで、質問です。基金を活用し、市独自に子育て世帯の国保税を軽減する考えはありませんか。均等割、平等割の全額免除、半額免除の費用の試算もあわせて示してください。よろしくお願いいたします。

○議長（山田善一君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

横瀬市民課長、答弁。

（市民課長 横瀬政弘君登壇）

○市民課長（横瀬政弘君） 国民健康保険税のさらなる軽減についてお答えいたします。

先に、均等割、平等割の全額免除、半額軽減の費用の試算についてであります。均等割については、1人当たり3万5,000円であり、12月4日現在の18歳未満の被保険者数は329人でありますので、全額免除の場合は1,151万5,000円の減額、半額軽減の場合は575万7,500円の減額となります。また、平等割については、1世帯当たり3万2,000円であり、12月4日現在の18歳未満の被保険者数を含む世帯数は205世帯でありますので、全額免除の場合は656万円の減額、半額軽減の場合は328万円の減額となります。

次に、基金を活用し、市独自に子育て世帯の国保税を軽減する考えはないかについてであります。国保財政調整基金につきましては、制度改正等に伴う税率改正の激変緩和、被保険者の減少や収納率の低下により収納額が山梨県への納付額を下回る場合には、基金を取り崩して不足部分を補うなど、国保財政の健全な運営に資するための資金に充てるものであります。また、国保制度は、加入者全てが被保険者となり、医療費に係る費用を互いに負担し、支え合う仕組みであり、そのための財源として国保税が賦課されるという考え方であり、基金を活用した子育て世帯のみの軽減等は妥当とは言えないと考えております。

以上であります。

○議長（山田善一君） 藤本実君。

（3番 藤本 実君登壇）

○3番（藤本 実君） 答弁ありがとうございました。

2億円の基金のうち、1,800万から1,900万円を活用することは財政上は可能だと思います。一般会計は予算編成が厳しい状況にあるだけに、余裕がある特別会計では出し惜しみをせず、どうすれば子育て支援ができるかを正面から検討すべきです。そして、制度としての改善に大月市からつなげていこうではありませんか。

次の質問に移ります。4、教員の長時間勤務改善について。最後に、社会問題となり、さきの社会文教常任委員会と校長会等の意見交換会でもテーマとなった教員の長時間勤務の問題について質問します。「しんぶん赤旗」日曜版、12月2日号の「日曜ワイド」には、学校がブラック職場になっている、先生たちは何に追われているのか、どうしたら解決できるのかと筋を立て、7時に出勤、22時半に退勤という、ある教員の一日を図にして紹介しています。

そこで、質問です。大月市教育委員会では、教職員の長時間労働について実態をどう認識していますか。今後、

タイムカード導入など、勤務時間を把握しながら業務の縮減を進める考えはありませんか。

11月9日、日本共産党は政策「教職員を増やし、異常な長時間労働の是正を一学校をよりよい教育の場の一」を発表しました。そもそも国は、教員1人当たり1日4こまの授業を基準に教員定数を決めていました。それが1990年代に投げ捨てられ、今や1日6こま近くになっています。1日6こまだと、勤務時間内で残された時間はたった25分、だから長時間残業になります。それを解決するには、こま数に上限を設け、教員をふやすしかありません。さらに、業務の削減や残業代をきちんと支払う、非正規教員の正規化なども切実です。教育職は、子供の個性豊かな育ちを支える専門的でとうとい仕事です。時間に追われ、子供にも向き合えず、心身を壊してやめてしまうようなブラック職場であってよいわけがありません。

そこで、質問です。これまでは少人数学級実現による教員増を求めてきたわけですが、それにとどまらず、長時間勤務改善の観点から、授業数に見合う教員増を国に求める考えはありませんか。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（山田善一君） 藤本実君の質問に対し、当局の答弁を求めます。

井上教育次長、答弁。

（教育次長 井上 久君登壇）

○教育次長（井上 久君） 教員の長時間勤務改善についてのうち、初めに、大月市教育委員会では教職員の長時間労働について実態をどう認識しているか、今後、タイムカード導入などで勤務時間を把握しながら業務の縮減を進める考えはないかについてであります。

まず、市内小中学校教職員の長時間労働の実態であります。各学校の校長先生に聞き取りをしたところ、月の残業が80時間を超える者は、小学校では全体の1割弱、中学校では3割弱であります。文部科学省による教員勤務実態調査の小学校3割、中学校6割の3分の1から2分の1以下であり、全国の実態に比べましてかなり低い数値となっております。しかしながら、長時間勤務が常態化している者もあり、この教職員の多忙化改善の問題は、市教育委員会といたしましても重要な問題と捉えているところであります。

その長時間勤務、多忙化の改善策であります。議員が提案するタイムカードの導入予定はありませんが、それにかわるものとして、ことし6月から出退勤記録票の記録を始めました。これは、文部科学省および厚生労働省から勤務時間把握の指示を受け、県教育委員会からの依頼により始めたものであり、各教職員が出勤及び退勤時刻をパソコンに入力するもので、日々及び1カ月ごとの時間外勤務時間も自動的に計算され、表示されるシステムとなっております。勤務時間の管理ができるものであります。

また、中学校におきましては、部活動が長時間労働の大きな要因となっていることから、本年8月、大月市運動部活動の指針を策定いたしました。この中で、適切な休養日の設定として、週当たり、平日1日、土日1日の2日以上休養日を設けること、そしてその活動時間も、平日は2時間、休業日は3時間程度とすることといたしました。

さらに、今年度は、少しでも休暇をとりやすい環境整備としまして、日直を置かない学校閉庁日を8月13日から15日のお盆の時期と学校創立記念日、県民の日を設定いたしました。そのほか、職員会議、各種会議の効率化や行事、業務の見直しなど、各学校ごとの多忙化改善対策については、校長会などの場におきまして取り組みを依頼しております。

次に、長時間勤務改善の視点から、授業数に見合う教員増を国に求める考えはないかについてであります。ご承知のとおり、公立小中学校教職員につきましては、国及び県がその責任において必要な人員を配置することが原則であります。近年は、少人数学級実現のためのほか、子供たちが持つそれぞれの個性に応じたきめ細やかな教育実現のための教員増や、外国語教育、ICT教育等の導入に伴う教員増が必要とされているところであります。しかしながら、これに対しまして十分な人員配置がされていないことから、県教育委員会による教員人事のヒアリングにおきまして直接具体的な要望をするとともに、市長会や教育長会、教育委員会連合などを通じまして、国、県へ教職員の増員要望をこれまでもしてきたところであります。引き続き今後も要望してまいります。

以上であります。

○議長（山田善一君） 藤本実君。

（3番 藤本 実君登壇）

○3番（藤本 実君） 答弁ありがとうございました。

大月市内の小中学校での長時間勤務の状況は、校長先生への聞き取り調査の結果、文部科学省の調査に比べてかなり低い数値となっているということでした。また、ことし6月からは出退勤記録票の記録を始めているということでした。大変結構なことですので、業務の縮減にも取り組み、大月市の小中学校からブラックな長時間勤務、多忙化を一掃してほしいと思います。

教員が異常な長時間勤務に置かれていけば、教育の専門職に必要な自律性まで奪われてしまいます。そのもとで、子供の実情や保護者の願いに応じた柔軟で人間味ある教育が難しくなってしまいます。子供の教育条件として極めて大切です。

最後に、教職員をふやし、学校をよりよい教育の場にするために奮闘する決意を申し上げ、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（山田善一君） これで藤本実君の質問を終結いたします。